

議案第 4 3 号

専決処分の承認を求めることについて

白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 7 年 6 月 1 1 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和 7 年 3 月 3 1 日に公布され、一部の規定について、令和 7 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、緊急に白岡市国民健康保険税条例を改正する必要性が生じ、令和 7 年 3 月 3 1 日に白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、専決処分する。

白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和７年３月３１日

白岡市長 藤井 栄一郎

別紙

白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

白岡市国民健康保険税条例（昭和 29 年白岡町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「24 万円」を「26 万円」に改める。

第 20 条第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同項第 2 号中「29 万 5,000 円」を「30 万 5,000 円」に改め、同項第 3 号中「54 万 5,000 円」を「56 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の白岡市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和 7 年 3 月 31 日に公布され、一部の規定について、令和 7 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、条例改正を行ったものである。

2 改正の概要

(1) 国民健康保険税賦課限度額の改正（第 2 条及び第 20 条関係）

地方税法施行令で定められた額と同額とする。

（基礎課税分（医療分）限度額：65 万円⇒66 万円

後期高齢者支援金等分限度額：24 万円⇒26 万円）

■ 国民健康保険税賦課限度額比較表 ■

区 分	改 正 前	改 正 後
基礎課税分（医療分）	65 万円	<u>66 万円</u>
後期高齢者支援金等分	24 万円	<u>26 万円</u>
介護納付金分	17 万円	17 万円
合 計	106 万円	<u>109 万円</u>

(2) 国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の基準の改正（第 20 条関係）

ア 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を現行の 29 万 5 千円から 30 万 5 千円に引き上げた。

イ 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を現行の 54 万 5 千円から 56 万円に引き上げた。

■ 国民健康保険税軽減判定所得基準額比較表 ■

区 分	改 正 前	改 正 後
5 割軽減世帯 （被保険者等の数に乗じる額）	29 万 5 千円	<u>30 万 5 千円</u>
2 割軽減世帯 （被保険者等の数に乗じる額）	54 万 5 千円	<u>56 万円</u>

3 施行期日及び適用区分

- (1) 施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日とした。
- (2) 改正後の条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、従前の例による。

新	旧
(課税額)	(課税額)
第2条 略	第2条 略
2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>6 6万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、 <u>6 6万円</u> とする。	2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>6 5万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、 <u>6 5万円</u> とする。
3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>2 6万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>2 6万円</u> とする。	3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>2 4万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>2 4万円</u> とする。
4 略	4 略
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
第20条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>6 6万円</u> を超える場合には、 <u>6 6万円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>2 6万円</u> を超える場合には、 <u>2 6万円</u> ）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。	第20条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>6 5万円</u> を超える場合には、 <u>6 5万円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>2 4万円</u> を超える場合には、 <u>2 4万円</u> ）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。
(1) 略	(1) 略
(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43	(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43

万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～ウ 略

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～ウ 略

2・3 略

万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～ウ 略

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～ウ 略

2・3 略